

ディスクロージャー

信頼への“絆”

2021年 あづまの経営現況

い　ま　　あ　し　た　　ひ　ら
お客様の現在に寄り添い、明日を拓くパートナー
あづま



東信用組合

ごあいさつ

組合員の皆さん、お客さまには、平素より、東信用組合に対しまして、格別のご愛顧・お引き立てを賜りまして誠にありがとうございます。

また新型コロナウイルス感染症抑止のため日々闘っていただいている医療従事者さま、感染拡大防止のために国の施策にご協力されている皆さまに心より感謝申し上げます。ここに令和2年度第69期の決算につきまして謹んでご報告申し上げます。

令和2年度の日本経済は、コロナに始まり、収束の目途がつかないまま混乱のうちに推移しました。この1年間の各分野の経済的損失は未曾有のものとなっております。感染拡大期と小休止期が交互にやってきて、業界によりマイナス影響に大きな濃淡があるのが特徴です。その中で、当組合は、事業者さまへの新型コロナ緊急対応融資など資金繰り支援を最優先に取組みました。

その結果、預金につきましては、コロナの先行き不安から資金重視の傾向もあり、前期令和2年3月末対比7億9千万円増加、340億2千万円となりました。貸出金につきましては、国のコロナ対応無担保・無利息融資、不動産業向け融資が伸張し、令和2年3月末対比14億円増加し190億9千万円となりました。有価証券運用は減損処理のほか売却益も得て、経費削減等にも努め、令和2年度税引後当期純利益は11百万円を計上することができました。金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前期とほぼ横這い3.16%となりました。また自己資本比率は、貸出金の増加から低下して8.81%となりましたが、貸出金の増加は、今後の当組合の収益基盤を強化するものとなります。

本決算をご報告できますのも、組合員の皆さん、お客さまのあたたかいご支援の賜物と深く感謝しております。これからも、ご経営や暮らしに役立つ信用組合となるため、役職員は「お客さまの現在に寄り添い、いま あした ひら明日を拓くパートナー」のスローガンのもと、協同組織金融機関としての役割、使命を胸に刻み、お客さまのお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

何卒、皆さま方には当組合に対する一層のご理解と、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

あづま
東信用組合
理事長 川村 実

組合概要

令和3年3月31日現在

名 称	東信用組合
所 在 地	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号
電話番号	03-3622-7156
設 立	昭和27年12月19日
預金積金	340億2千1百万円
貸 出 金	190億9千1百万円
出 資 金	2億1千4百万円
役職員数	47人
店舗 数	墨田区3店舗 葛飾区1店舗

事業方針

■ 基本方針

東信用組合は、組合員をもって組織する地域信用組合として、地域内の中小規模の事業者、勤労者、その他の方々の経済活動を、「相互扶助の理念」に基づき、一人ひとりの顔が見えるキメ細かなお取引を通じて実現し、組合員の経済的地位の向上をはかり、地域社会の発展に貢献することを基本方針とします。

■ 経営方針

1. 事業の経営は、健全経営を信条として行います。
2. 事業の決定は、組合員・顧客本位を優先させて行います。
3. 地域密着と小口多数取引による取引基盤の強化を推進します。
4. リスク管理態勢の整備・充実を確立します。
5. 法令等遵守（コンプライアンス）とわかりやすい「ディスクロージャー」の徹底による地域の信頼と信用の確立を図ります。
6. 人事は、人間性・能力を尊重した実力主義を推進します。
7. 東信用組合は倫理綱領の徹底した推進を行います。

■ 東信用組合のミッション、ビジョン、コンセプト

- 私たち東信用組合のミッション（使命）は、「お客さまの現在に寄り添い、明日を拓くパートナー」となることです。
- 私たち東信用組合のビジョン（目指す姿）は、「共助コミュニティを大切にした（人）ビジネス」、「（人=お客さま、職員）を活かすビジネス」の実現です。
- 私たち東信用組合のコンセプト（お客さまへ提供する価値）は、「営業店窓口においても、お客さま訪問においても、「職員が共助コミュニティの相談相手になる」ことです。

*

令和2年度 経営環境・事業概況

● 金融経済環境

令和2年度の日本経済は、すべての企業が新型コロナウイルス感染症拡大による損害を受けた年であり、それが現在まで続き、収束の目途が立っていないことが問題となっています。感染状況は日本全体でも地域により濃淡があり、マイナスの影響は業種により強弱がありますが、いずれにしましても、経営体力の弱い中小零細企業等にとりまして、より厳しいものがありました。

そうした中、当組合は、お客さま事業者さまへの新型コロナ緊急対応融資など資金繰り支援を最優先に取組み、墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資においては、当組合として貸出金利息の一部補助をさせていただきました。またコロナ禍での経営課題アンケート実施など課題解決ご支援にも着手しました。

● 業績

預金につきましては、預金者の高齢化は続き、定期預金は減少しましたが、コロナに備えての資金備蓄ニーズが底堅く普通預金は増加、令和3年3月末の預金残高は前期（令和2年3月末）対比7億9千万円増加、340億2千万円となりました。

貸出金につきましては、国のコロナ対応無担保・無利息融資、区のコロナ対応緊急制度融資が増加し、令和3年3月末の貸出金残高は前期（令和2年3月末）対比14億円増加し190億9千万円となりました。

余裕資金運用として国債等有価証券運用を行っておりますが、年間を通じて金利リスク・価格変動リスクを見ながら新規購入と売却をすすめ、前期（令和2年3月末）対比2億2千万円増加、令和3年3月末の有価証券残高は、含み益を入れ76億7千万円となりました。

業務推進の取り組みとしましては、コロナ感染防止の観点から経営者セミナーや年金バス旅行は中止させていただきましたが、令和2年12月特別金利かつ当組合からのコロナ医療対応団体ほかへの寄付金を伴う抽選権付「コロナ対応東京応援定期預金」を取りました。

融資先においては、コロナ禍で経営が厳しくなった先も増え、令和3年3月末の金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前年度比0.04%増加し3.16%となりました。

この結果、収益につきましては、貸出金残高の増加をうけて金利収入は増加、経費は新規職員採用もあり増加、有価証券等売却益にて事業債の減損処理を部分的にカバー、貸倒引当金の戻入益が加わり、令和2年度の税引後当期純利益11百万円を計上することができました。

令和3年3月末の自己資本比率は、過去3期にわたりまして貸出金を大きく増加させたため、（分母）のリスクアセット（運用資産）が増加、（分子）のコア資本は当期利益分増加しましたが、前年度比0.35%低下して8.81%となりました。ただし自己資本比率規制の国内基準4%を大きく超えています。貸出金の増加は、当期の自己資本比率を下げる要因となります。来年度以降の収益性の向上につながり、収益性の向上は、内部留保による自己資本の増加を通じて、当組合の健全性を向上させるものです。

● 事業の展望及び当組合が対処すべき課題

ウイズコロナ、ポストコロナでの資金繰り支援、またコロナ禍で顕在化した経営課題の解決に向けての課題解決型融資に引き続き努めさせていただきます。

お客さま及び当組合職員の健康、安全面を優先させ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みを行います。その中で、窓口営業時間、職員の訪問活動等において、お客さまにはたいへんご不便をおかけしておりますが、役職員は力を尽くして、金融機能の維持・発揮に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和28年1月／墨田区吾妻橋の現本店において開業
- 昭和31年10月／中小企業金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和32年1月／商工組合中央金庫代理貸付取扱開始
- 昭和32年12月／国民生活金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和38年7月／墨田区東向島に寺島支店開店
- 昭和41年3月／住宅金融公庫代理貸付取扱開始
- 昭和41年5月／葛飾区お花茶屋に葛飾支店開店
- 昭和51年12月／墨田区緑に本所支店開店
- 昭和54年2月／共同オンラインシステム加入稼働開始
- 平成10年10月／全国信用組合中央協会より優良組合として表彰をうける。
- 平成15年1月／創立50周年を迎える。(50周年式典開催)
- 平成25年1月／創立60周年を迎える。(60周年式典開催)
- 平成25年2月／でんさい（電子記録債権）ネットワークに加盟、サービス開始
- 令和2年4月／お客様のご相談相手となることを目指した「新中期3ヵ年計画」
(令和2年4月～5年3月まで)作成

- お客様・組合員さまにご愛顧をいただき営業を続けております。東信用組合は、引き続き安心・安全な信用組合として価値ある金融サービスのご提供に努めてまいります。これからも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

- 令和2年4月 墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資は、金利2%のところ墨田区が1.8%利子補助、当組合も残り0.2%利子補助させていただき、事業者負担は0%としました。
- 令和2年4月 お取引先事業者さまを対象に「コロナ対応相談アンケート」を実施、約200件のご回答をいただき、「今月または今後融資相談したい」が全体の65%となりました。年間を通じてこうしたご相談先に対する資金繰り支援に努め、「実質無利子・無担保融資」、プロパー融資、条件変更など多数実行いたしました。
- 令和2年5月2日～6日の大型連休中、全営業店に「新型コロナ緊急対応融資相談窓口」を設置、職員が出社対応させていただきました。
- 令和2年5月より、新型コロナ感染拡大防止と事業継続体制確保の観点から、全店において昼時間窓口休業（午前11時30分から12時30分）とさせていただいております。
- 令和2年9月 「令和2年度全国しんくみの日週間」(9月1日～9月7日)では、ご来店のお客さまに「マスク5枚セット」を進呈させていただきました。
- 令和2年9月 お客様の課題解決ご支援が、信用組合の最大の使命と考え、これまで慣れ親しんでいただいたお客様担当の名称を、得意先課からソリューション支援1課へ変更させていただきました。
- 令和2年12月 緊急性を増すサイバーセキュリティ対応として、国内多数の企業・機関が参加する「サイバーセキュリティ分野横断的演習」に当組合も参加しました。
- 令和2年12月 特別金利0.1%、さらにコロナ支援医療機関等への当組合からの寄付金を伴ったクオカード抽選権つき「東京応援定期預金」を1ヶ月間実施しました。
- 令和2年12月～令和3年1月 お取引先事業者さまを対象に「コロナ対応、経営課題アンケート」を実施、お客様は、コロナ禍の売上減少ばかりか、事業再構築、事業承継、相続についても大きな課題とされていることが浮き彫りになりました。これを受け、お客様の課題解決ご支援に努めております。
- 令和3年3月、新型コロナ対応の一環として、全店にWEB会議システムを導入、パソコンWEB上で、会議、研修等が可能となりました。
- 令和2年度の年間を通して、中小企業診断士の先生がお客様先を訪問して、様々な経営相談に対応する経営相談会を継続的に行いました。

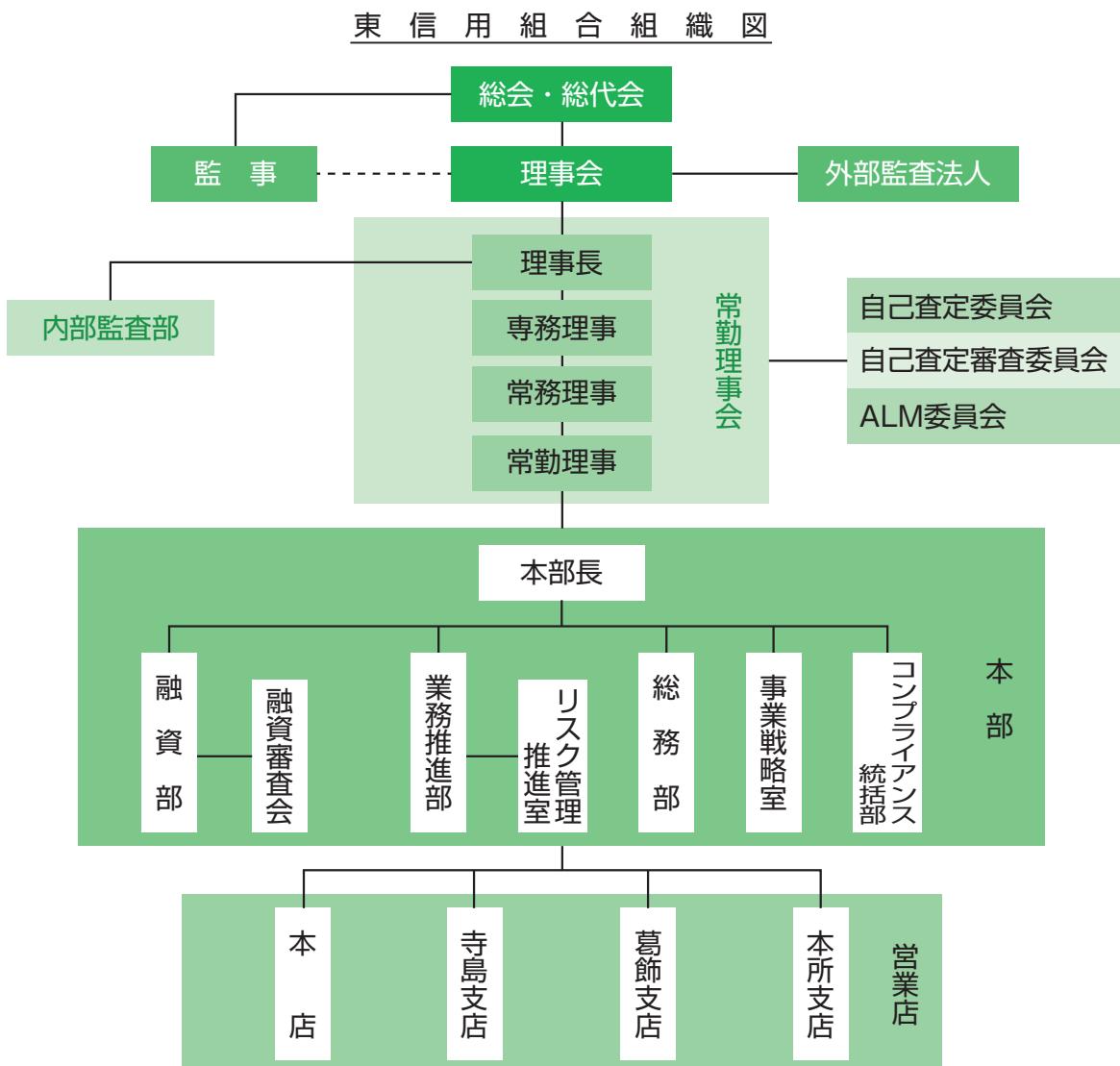
* 役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

令和3年6月末現在

理事長	川村 実	理事	森 八一
専務理事 業務推進部長	風戸 健一	理事	菅沼 幸治
常務理事 融資部長	武田 康弘	監事	伊藤九美子
常勤理事 本店長	江口 正治	監事	寺田 圭介

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

* 事業の組織



* 店舗一覧表 (事務所の名称・所在地) (自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
本店	〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	03(3622)7151	1台
寺島支店	〒131-0032 東京都墨田区東向島6丁目26番9号	03(3619)4021	1台
葛飾支店	〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	03(3603)2531	1台
本所支店	〒130-0021 東京都墨田区緑2丁目14番8号	03(3632)7141	1台

地区一覧

墨田区 葛飾区
江東区 江戸川区
台東区 足立区
中央区 荒川区
千代田区

**

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、墨田区・葛飾区ほかを営業地区とし、地元の中小企業経営者や自営業者、住民の方々に組合員となっていたり、お互いに助け合い、発展していくという「相互扶助の理念」に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。中小企業経営者、自営業者、住民一人ひとりのお顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に組合員、地元の皆さまの事業のご発展や生活の質の向上に貢献すべく、組合員・顧客の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、東信用組合の経営資源を活用し、“地域社会の生活の質”や“文化の向上”に積極的に取り組んでおります。

**

融資を通じた地域へのお役立ち

(1) 法人・個人向け融資（先数と金額）

令和3年3月末現在貸出金190億円の内訳

○法人・事業者向け事業性融資（設備資金・運転資金）

貸出先数 328先

貸出金額 105億8千万円 (1先あたり32百万円) (55.4%)

○個人向け融資（住宅・消費等）

貸出先数 447先

貸出金額 85億円 (1先あたり19百万円) (44.6%)

(2) 東京都・墨田区・葛飾区の制度融資の取組状況

当組合は、東京都や墨田区・葛飾区の中小企業向け制度融資を取扱っております。東京都や墨田区・葛飾区の制度融資は、原則、無担保・固定低金利というメリットがありますので積極的にご利用をおすすめしております。令和3年3月末現在では、東京都制度融資86件7億4千万円、墨田区・葛飾区の制度融資220件8億5千万円の残高となっております。令和2年度は、東京都・墨田区・葛飾区の新型コロナウイルス対応制度融資が増加しました。その中で、墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資については当組合が0.2%利子補助をさせていただいております。

(3) 小口融資の推進

お客さまにとって有利な制度融資につきましては、小口多数ご利用をいただいております。墨田区・葛飾区の制度融資では1件あたり残高4百万円と小口です。当組合は、ご融資金額の大小にかかわらず「お客さまのお役に立つことを第一」に考えて取り組んでおります。

(4) 課題解決型融資の推進

お客さまの金融面でのお悩みごとや今後のご希望・ご計画などを親身におうかがいし、事業性融資ばかりか、不動産売買、賃貸、建築、事業承継、法人個人間借入金の整理、新事業展開、創業・独立など、ご商売や生活に関する課題解決につながる融資に努めております。

(5) 創業の支援

当組合は、低金利で有利、専門家による経営サポート（創業計画の作成と経営相談）もある東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」の創業融資に積極的に取り組んでいます。

**

預金を通じた地域へのお役立ち

信用組合は、設立当初から「足の金融機関」と言われておりますが、どんなに時代がかわっても、“貯蓄”はいざという時の助け。そのため当組合は、月掛け・完全集金の「定期積金」を推進しております。お客さまには、地区担当の得意先係が、雨の日も風の日もご集金にお伺いしており、お客さまと二人三脚だから、確実にお金が貯まり、満期時は皆さまに喜んでいただいております。集金サービスについては、現在取りやめている金融機関が多くありますが、東信用組合は、お客さまとの絆、信頼関係をむすぶものとして、定期積金集金を堅持しております。

4店舗はご預金からご融資、代理業務まで行う総合店舗でございます。各店にはお客さま担当者も配して、お客さまにきめ細かいサービスをご提供しております。

キャッシュカード利用時間内は、常に当組合職員が有人対応させていただいております。（本店のみ集中監視センター方式）

**

信用組合の社会的責任

信用組合の社会的責任は、地域のお客さまに安定的に金融サービスをご提供し続けることと考えており、組合も役職員も地域住民のひとりとして、地域社会に貢献することに努めております。信用組合業界全体の取組みとしましては、毎年9月に「しんくみの日週間」を設け、各組合独自の社会貢献活動を展開しております。

文化的・社会的貢献に関する活動

東信用組合は、地域の皆さまに愛され信頼される金融機関として、地元イベント行事（祭礼・町内会行事他）への参加や協賛活動を積極的に行い、心と心が触れ合う豊かな社会の維持・発展に貢献しています。本店は「牛嶋神社祭礼」（大祭）、寺島支店は「長浦神社祭礼、節分」「地元町会の夏の縁日イベント」、葛飾支店は「香取神社秋季祭礼」、「お花茶屋ふるさと祭り」、本所支店は「亀戸神社祭礼」、「地元町会の模擬店お祭り広場」など、営業店職員が積極的に参加させていただいております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となりました。

* 苦情処理措置

(1) 苦情相談窓口の設置

東信用組合では、お客さまからのご要望等（ご契約や商品に関する相談・苦情を含む）にお応えするため、「お客さま相談窓口」を設置しております。ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または本部お客さま相談窓口にお申しつけください。なお、苦情等対応手続については別途リーフレットをご用意しておりますのでお申しつけいただくか、当組合のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.azuma.shinkumi.jp/>

東信用組合 本部 「お客さま相談窓口」

電話番号：03-3622-7156

受付日：月曜から金曜（祝日および組合の休業日は除く）

時間：午前9時～午後5時

(2) 紛争解決措置

苦情内容等から難しいお話し合いにすすみました場合、紛争解決のため、下記の弁護士会窓口をご利用いただくことも可能です。ご利用を希望されるお客様は、当組合「お客さま相談窓口」または下記「しんくみ相談所」までお申し出ください。またお客さまから各弁護士会に直接お申し出いただることも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々もご利用可能で、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続をすすめる方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）



** 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」と「事業承継時に焦点をあてた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的にご説明し、経営改善支援を行っています。

● 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	30件	74件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.9%	26.2%
保証契約を解除した件数	3件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

* リスク管理体制・法令等遵守体制

世界同時発のパンデミック感染症、自然災害、環境問題、グローバルに動くリスクマネー、デジタル化、少子高齢化、ローカル企業と中小企業の事業承継難、事業再構築など金融機関を取り巻くさまざまなリスクが増大している中、信用組合がお客さまからの信頼にお応えするためには、各種リスクを的確に把握、管理することを通じて、安定した経営を行なう必要があると考えております。

東信用組合は、リスク管理を経営上の最重要課題と位置付け、各種リスク管理規程を整備し、担当部署を定め、各種リスクの認識、評価、低減策の実行など信用組合として相応しい「リスク管理体制」をとっております。

また、地域信用組合という公共性の観点から、業務を行う役職員の「法令等遵守」（コンプライアンス）には特に配慮し、「それはお客さまにとって正しいか。」を判断基準とするお客さま本位の業務運営を行っております。

【リスク管理体制】

1. 信用リスク管理

貸出に関する基本的な経営方針（クレジットポリシー）に従い、中小企業・個人の課題解決支援等に資する融資を目指しております。審査にあたっては営業推進部門から独立した本部融資部において、特定顧客・業種に偏ることのないよう客観的・厳正な審査を行っています。また、信用リスク管理規程に基づき、顧客訪問などによる貸出事後管理にも留意しております。貸出金など債権の自己査定については、相互牽制が図れるように本部に「自己査定審査委員会」を設置し、一次自己査定結果を適正に検証しております。顧客保護等の観点から、「借り手に対する説明義務規程」を定め、融資に際して適正な説明を行うように努めております。お客さまの立場に立って、積極的に金融円滑化対応をすすめております。また「経営者保証ガイドライン」、令和2年4月からの民法改正についても対応しております。

2. 市場リスク・流動性リスク

余裕資金の運用はリターン（収益）をもたらしますが、当組合は過度な市場リスク（価格変動リスク、金利リスク）はとらない方針で臨み、運用結果については定期的に理事会に報告しております。またALMシステムにて有価証券の現在価値や金利リスクについても適切に把握しております。市場急変時のアクションプランをおいています。流動性リスクについては、安定的な資金調達力が流動性資金確保のための基盤と考え、預貸金の動向を常にチェックし、資金繰りに万全を期し、支払準備資金の維持に努めております。

3. 事務リスク・システムリスク等オペレーション・リスク

事務リスクについては、堅確な事務処理を行うため、内部事務規程を整備し、会議・研修等で職員への周知・徹底、指導をしております。また顧客説明、相談・苦情対応、顧客情報管理の態勢整備に努めております。システムリスクについては、信用組合の共同センターに加入し、システムの安全性、障害の未然発生防止を図り、脆弱性診断を受け、訓練を行うなどサイバーセキュリティ対応にも努めております。その他のオペレーション・リスクについても規程を定め、信用リスクからオペレーション・リスクまで統合的にリスク管理を行うためリスク管理推進室をおいております。平成24年5月預金保険法改正に伴い、「預金保険事故事務手順書」を制定し「預金保険事故対応マニュアル」を改定しました。でんさいネットのお取り扱いができます。

4. ALM管理

資産・負債にかかる期間ギャップ、金利リスク、収益予想、VaR（最大損失）など、ALM（資産・負債総合管理）手法によって、統合的リスク管理を行っております。

5. 内部監査

当組合における内部監査は、当組合の業務運営の適正性を確保するために、内部管理態勢、金融円滑化態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等及び各種リスク管理態勢の有効性を評価し、改善を促すことを目的として、組合のすべての業務と組織（本部・営業店）を監査対象として内部監査部が実施しています。

6. 外部監査

当組合は外部監査を必須とする特定信用組合ではありませんが、会計監査法人による会計監査を受けております。

7. 経営管理

当組合は、昭和32年以降一貫して監事も理事会に出席して発言・審議するなど透明性の高い、相互牽制がとれる経営管理を行っております。

【法令等遵守体制】

法令等遵守体制を整備・確立する指針として「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規程」を定め、組織としては営業店・本部に「コンプライアンス担当者」、統括部署たる「コンプライアンス統括部」を設置しております。年度毎に「コンプライアンス実施計画」をたて、コンプライアンス会議や研修会など、コンプライアンス向上に努めております。

お客さまからの苦情・相談には、本部コンプライアンス統括部が窓口となり、営業店では「苦情・相談対応マニュアル」に従い、適切にお客さまへ対応できる体制をとっております。平成20年1月「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、反社会的勢力との取引遮断方針を明確化しました。反社会的勢力対応の規程類を整備し、反社会的勢力対応研修会も定期的に開催しております。また定期的に新しい法務知識を加えて「コンプライアンス・マニュアル」を改定しております。社会的な課題であるアンチマネーロンダリング対応につきましては、定期的にマネロンリスク評価を行い、リスク低減策を定めたマネロン態勢整備計画を作成し、態勢整備に努めております。

報酬体系について

●対象役員

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a.決定方法
- b.支払手段
- c.決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	15	25
監事	1	5
合計	17	30

(注) 1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事6名、監事2名です。
3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、12百万円です。
4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又利用しようとされる方（以下「お客さま」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

4. お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

なお、お客さまからのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問合わせ窓口までお申し出ください。

「お問合わせ窓口」

東京都墨田区吾妻橋1-5-3

東信用組合 本部（コンプライアンス統括部） 電話番号 03-3622-7156

（受付時間：午前9時から午後5時まで ただし当組合の休業日を除く）

* || 自己資本の充実の状況

(単位 : 千円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,007,864	2,012,923
うち、出資金及び資本剰余金の額	214,291	214,291
うち、利益剰余金の額	1,799,838	1,805,060
うち、外部流出予定額(△)	6,265	6,428
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,210	7,577
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,210	7,577
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	104,413	78,310
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,119,487	2,098,811
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,736	1,503
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,736	1,503
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	1,736	1,503
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	2,117,751	2,097,307
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	22,375,694	23,041,358
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	580,074	580,074
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	580,074	580,074
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	729,450	740,627
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	23,105,144	23,781,985
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.16%	8.81%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算定しております。

1. 自己資本調達手段の概要（令和2年度末現在）

当組合の自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外は、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。繰延税金資産につきましては計上しておりません。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎にかかる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

組合員の推移

区分	令和元年度	令和2年度
組合員数	8,873人	8,733人
個人	8,091人	7,965人
法人	782人	768人
出資金	214,291千円	214,291千円
個人	173,455千円	173,099千円
法人	40,836千円	41,192千円

出資配当率

令和元年度	令和2年度
3%	3%

* 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	452,258	445,722	462,330	461,193	522,443
経常利益	11,453	19,410	39,120	17,844	14,923
当期純利益	9,691	17,083	35,819	13,919	11,488
預金積金残高	33,413,665	33,443,205	33,335,613	33,223,299	34,021,411
貸出金残高	13,830,856	14,173,912	15,788,578	17,593,681	19,091,515
有価証券残高	7,252,865	8,217,175	7,086,409	7,442,664	7,671,755
総資産額	36,276,695	36,319,236	36,718,746	36,506,372	38,003,073
純資産額	2,489,023	2,490,273	2,544,504	2,494,516	2,491,600
自己資本比率(単体)	11.07 %	10.23 %	9.83 %	9.16 %	8.81 %
出資総額	204,999	204,999	204,999	214,291	214,291
出資総口数	2,049,998 □	2,049,998 □	2,049,998 □	2,142,917 □	2,142,917 □
出資に対する配当金	6,148	6,149	6,149	6,265	6,428
職員数	43 人	39 人	39 人	39 人	43 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」については、平成18年度計数より金融庁告示第22号により算出しております。

1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度末	令和2年度末
1店舗当たりの預金残高	8,305	8,505
1店舗当たりの貸出金残高	4,398	4,772

職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度末	令和2年度末
職員1人当たりの預金残高	851	791
職員1人当たりの貸出金残高	451	443

* 主要な事業の内容

- A. 預金業務
 - (イ) 預金
 - 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。
 - (ロ) 譲渡性預金
 - 譲渡可能な定期預金は取り扱っておりません。
- B. 貸出業務
 - (イ) 貸付
 - 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - (ロ) 手形の割引
 - 商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務
 - 売買業務を行っておりません。
- D. 有価証券投資業務
 - 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
 - 送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- F. 外国為替業務
 - 取り扱っておりません。
- G. 社債受託及び登録業務
 - 取り扱っておりません。
- H. デリバティブ取引等の受託等業務
 - 取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 - (イ) 債務の保証業務
 - (ロ) 有価証券の貸付業務
 - (ハ) 代理業務
 - (ア) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (ブ) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (二) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ホ) 株式払込金の受入代理業務
 - (ヘ) 貸金庫業務
 - (ト) 電子債権記録業に係る業務

令和2年度決算時における金融再生法開示債権及びリスク管理債権について

当組合の不良債権の開示は、不良債権に対する担保・保証額と貸倒引当金額を合計して、保全率を明らかにしております。令和2年度における不良債権の保全率は金融再生法開示債権、リスク管理債権とともに、100%の保全状況となっております。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大期でありましたが大きな倒産もなく、金融再生法開示債権比率（不良債権比率）は、前年度比0.04%増加して3.16%となりました。破産更生債権、危険債権など重度の不良債権は100%保全されています。

金融再生法開示債権及びリスク管理債権は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

* ■ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区分		債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	99,434	65,335	34,098	99,434	100.0	100.0
	令和2年度	101,545	68,596	32,948	101,545	100.0	100.0
危険債権	令和元年度	426,434	406,802	19,632	426,434	100.0	100.0
	令和2年度	472,218	455,762	16,456	472,218	100.0	100.0
要管理債権	令和元年度	24,603	24,555	47	24,603	100.0	100.0
	令和2年度	30,735	30,675	59	30,735	100.0	100.0
金融再生法開示債権計	令和元年度	550,472	496,693	53,779	550,472	100.0	100.0
	令和2年度	604,499	555,034	49,464	604,499	100.0	100.0
正常債権	令和元年度	17,050,087					
	令和2年度	18,498,363					
合計	令和元年度	17,600,559					
	令和2年度	19,102,863					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7.金額は決算後（償却後）の計数です。

* ■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
延滞債権	令和元年度	525,555	471,824	53,731	100.0
	令和2年度	573,462	524,056	49,405	100.0
3か月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	24,603	24,555	47	100.0
	令和2年度	30,735	30,675	59	100.0
合計	令和元年度	550,158	496,379	53,779	100.0
	令和2年度	604,197	554,732	49,464	100.0

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ~ 3. を除く）です。
 5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7.「保全率(B+C)/(A)」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

|| 貸出金償却及び引当状況について

* ■ 貸出金償却額

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	9,387	—

* ■ 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	7,210	1,019	7,577	366
個別貸倒引当金	53,731	▲4,524	49,405	▲4,325
貸倒引当金合計	60,941	▲3,505	56,982	▲3,959

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	—	823	823	—	—	▲50	823	773	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	10,199	10,199	—	—	—	—	10,199	10,199	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,849	8,996	—	—	▲1,852	▲1,468	8,996	7,528	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	36,564	33,711	—	—	▲2,853	▲2,807	33,711	30,903	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	9,387	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	57,613	53,731	823	—	▲4,705	▲4,325	53,731	49,405	9,387	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	642	—	—	—	▲642	—	—	—	—	—
合計	58,256	53,731	823	—	▲5,348	▲4,325	53,731	49,405	9,387	—

1. 貸出金償却は、損益計算書の「貸出金償却」と一致します。

2. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経理・経営内容

* 貸借対照表

(单位：千円)

科 目 (資産の部)	金額	令和元年度	令和2年度
現 金	284,865	268,756	
預 け 金	9,999,076	9,793,370	
買 入 手 形	—	—	
コ ー ル 口 一 ソ ン	—	—	
買 現 先 勘 定	—	—	
債券貸借取引支払保証金	—	—	
買 入 金 錢 債 権	—	—	
金 錢 の 信 託	—	—	
商 品 有 価 証 券	—	—	
商 品 国 債	—	—	
商 品 地 方 債	—	—	
商 品 政 府 保 証 債	—	—	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	—	—	
有 価 証 券	7,442,664	7,671,755	
国 債	206,313	506,042	
地 方 債	618,279	615,656	
短 期 社 債	—	—	
社 債	6,449,663	6,490,968	
株 式	10,300	10,300	
そ の 他 の 証 券	158,109	48,789	
貸 出 金	17,593,681	19,091,515	
割 引 手 形	186,720	66,806	
手 形 貸 付	1,011,548	557,538	
証 書 貸 付	16,331,786	18,404,654	
当 座 貸 越	63,626	62,516	
外 国 為 替	—	—	
外 国 他 店 預 け 金	—	—	
外 国 他 店 貸 金	—	—	
買 入 外 国 為 替	—	—	
取 立 外 国 為 替	—	—	
そ の 他 資 産	289,812	284,480	
未 決 済 為 替 貸 金	866	998	
全 信 組 連 出 資 金	229,000	229,000	
そ の 他 出 資 金	—	—	
前 払 費 用	—	—	
未 収 収 益	26,602	30,161	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	—	—	
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—	
保 管 有 価 証 券 等	—	—	
金 融 派 生 商 品	—	—	
そ の 他 の 資 産	33,342	24,320	
有 形 固 定 資 産	954,815	948,100	
建 物	79,282	79,864	
土 地	839,358	839,358	
建 設 仮 勘 定	—	—	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	36,174	28,877	
無 形 固 定 資 産	2,399	2,077	
ソ フ ト ウ エ ア の れ ん	1,083	763	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,315	1,314	
前 払 年 金 費 用	—	—	
繰 延 税 金 資 産	—	—	
再評価に係る繰延税金資産	—	—	
債 務 保 証 見 返	—	—	
貸 倒 引 当 金	▲60,941	▲56,982	
(うち個別貸倒引当金)	(▲53,731)	(▲49,405)	
資 産 の 部 合 計	36,506,372	38,003,073	

科 目 (負債の部)		金 額	
		令和元年度	令和2年度
預 金 積 金		33,223,299	34,021,411
当 座 預 金		302,006	385,674
普 通 預 金		9,842,704	10,753,520
貯 蓄 預 金		326,307	338,298
通 知 預 金		23,720	47,540
定 期 預 金		20,213,944	20,160,922
定 期 積 金		2,379,168	2,201,896
其 の 他 の 預 金		135,449	133,558
譲 渡 性 預 金		—	—
借 用 金		500,000	1,200,000
借 入 金		—	—
当 座 借 越		500,000	1,200,000
再 割 引 手 形		—	—
売 渡 手 形		—	—
コ ー ル マ ネ 一		—	—
売 現 先 勘 定		—	—
債券貸借取引受入担保金		—	—
コマーシャル・ペーパー		—	—
外 国 為 替		—	—
外 国 他 店 預 り		—	—
外 国 他 店 借		—	—
売 渡 外 国 為 替		—	—
未 払 外 国 為 替		—	—
そ の 他 負 債		56,948	55,650
未 決 済 為 替 借		935	798
未 払 費 用		15,476	15,266
給 付 補 填 備 金		2,357	1,981
未 払 法 人 税 等		450	450
前 受 収 益		15,416	12,889
払 戻 未 済 金		11	—
職 員 預 り 金		12,519	13,407
先 物 取 引 受 入 証 拠 金		—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定		—	—
借 入 商 品 債 券		—	—
借 入 有 価 証 券		—	—
売 付 商 品 債 券		—	—
売 付 債 券		—	—
金 融 派 生 商 品		—	—
そ の 他 の 負 債		9,781	10,856
賞 与 引 当 金		5,097	5,554
役 員 賞 与 引 当 金		—	—
退 職 給 付 引 当 金		29,336	31,567
役 員 退 職 慰 劳 引 当 金		12,857	14,702
睡 眠 預 金 扱 戻 損 失 引 当 金		726	1,658
偶 発 損 失 引 当 金		275	720
特 別 法 上 の 引 当 金		—	—
金融先物取引責任準備金		—	—
証券取引責任準備金		—	—
繰 延 税 金 負 債		23,097	19,991
再評価に係る繰延税金負債		160,216	160,216
債 務 保 証		—	—
負 債 の 部 合 計		34,011,856	35,511,472
(純資産の部)			
出 資 金		214,291	214,291
普 通 出 資 金		214,291	214,291
優 先 出 資 金		—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金		—	—
資 本 剰 余 金		—	—
資 本 準 備 金		—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金		—	—
利 益 剰 余 金		1,799,838	1,805,060
利 益 準 備 金		204,999	214,291
そ の 他 利 益 剰 余 金		1,594,838	1,590,769
特 別 積 立 金		1,500,000	1,500,000
(経営強化積立金他)		(310,000)	(310,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)		94,838	90,769
自 己 優 先 出 資		—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金		—	—
組 合 員 勘 定 合 計		2,014,129	2,019,352
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		60,529	52,390
繰 延 ヘ ッ ツ ジ 損 益		—	—
土 地 再 評 価 差 額 金		419,857	419,857
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		480,386	472,247
純 資 産 の 部 合 計		2,494,516	2,491,600
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		36,506,372	38,003,073

●貸借対照表注記事項

1. 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 259百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 839百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出いたしました。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 127百万円
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～65年
その他 2年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、当組合が定めている償却・引当の計上基準規程に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部及び営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定審査委員会が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、信用組合等により設立された企業年金制度（確定給付企業年金基金）を採用しております。
企業年金制度は、当期において、前期までの総合型厚生年金基金から、確定給付企業年金基金に移行しておりますが、本移行に伴う当組合への影響額はありません。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額	282,169百万円
最低責任準備金の額との合計額	43,960百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
自平成31年4月1日至令和2年3月31日 0.273%
9. 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、別途掛金19百万円を費用処理しています。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
12. 個別損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 有形固定資産の減価償却累計額 533百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は573百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は604百万円であります。
なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、66百万円であります。
20. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 1,200百万円
担保資産に対応する債務	借用金 1,200百万円

上記のほか、為替決済保証金、都公金取扱い、代理交換委託等のために預け金956百万円を担保提供し、水道料金取扱いのための担保金及び東京手形交換所の保証金としてその他資産3百万円を差入れております。
21. 出資1口当たりの純資産額は1,162円71銭であります。
22. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また有価証券は主に債券であります。純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理規程等諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のはか融資部において行われ、また定期的に、理事会にて審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利変動リスクを管理しております。ALM委員会規程等においてリスク管理方法や手続等を定め、金利変動リスクは理事会等に報告しております。また総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
 - (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われ、運用状況については、総務部より理事会に定期的に報告されております。
 - (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本比率の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期限日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方バラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合100%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、833百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数との相関を考慮しております。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	9,793	9,804	10
(2) 有価証券			
その他有価証券	7,661	7,661	—
(3) 貸出金(*1)	19,091		
貸倒引当金(*2)	▲56		
	19,034	19,982	948
金融資産計	36,489	37,448	959
(1) 預金積金(*1)	34,021	34,038	17
(2) 借用金(*1)	1,200	1,200	—
金融負債計	35,221	35,238	17

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金(簡便な方法により算出)

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金(簡便な方法により算出)

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金(簡便な方法により算出)

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帶および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金のうち、当座借越については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	10
組合出資金(*2)	229
合 計	239

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金(全金組連出資金)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	8,793	1,000	—	—	—
有価証券					
その他保有証券のうち満期があるもの	200	900	3,100	1,200	2,200
貸出金*	10,676	1,686	966	1,130	4,058
合 計	19,669	3,586	4,066	2,330	6,258

* 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。預け金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

(注 4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金*	31,830	1,854	301	36	—
借用金	1,200	—	—	—	—
合 計	33,030	1,854	301	36	—

* 預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれて

おります。以下 27 法同様であります。

- (1) 売買目的の有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した債券はありません。
- (3) 子会社・法人等株式及び関連法人等株式はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
債 券	5,881	5,800	81
国 債	506	500	5
地 方 債	615	600	15
社 債	4,759	4,700	59
そ の 他	33	31	2
小 計	5,915	5,831	84

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
債 券	1,731	1,740	▲9
社 債	1,731	1,740	▲9
そ の 他	14	16	▲2
小 計	1,745	1,757	▲11
合 計	7,661	7,589	72

(注 1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

なお、上記の評価差額から繰延税金負債19百万円を差し引いた額52百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(注 2) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しております、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、59百万円(社債)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比較し50%以上下落した場合であります。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

- イ. 売却価格 542百万円
- ロ. 売却益 42百万円
- ハ. 売却損 0百万円

27. その他の有価証券のうち満期があるものの債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	200	4,000	1,200	2,200
国 債	—	200	—	300
地 方 債	—	500	—	100
社 債	200	3,300	1,200	1,800
合 計	200	4,000	1,200	2,200

28. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これら契約に係る融資未実行残高は、177百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	貸倒引当金損金算入限度超過額	13百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	8	
税務上の繰越欠損金	24	
その他	14	
繰延税金資産小計	60	
評価性引当額	▲60	
繰延税金資産合計	—	
繰延税金負債		
その他の有価証券評価差額金	19	
繰延税金負債合計	19	
繰延税金負債の純額	19	19百万円

30. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、31. に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

31. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 56百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

* 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経 常 収 益	461,193	522,443
資 金 運 用 収 益	408,678	433,549
貸 出 金 利 息	339,709	367,424
預 け 金 利 息	12,488	10,749
有 価 証 券 利 息 配 当 金	49,236	48,309
そ の 他 の 受 入 利 息	7,244	7,066
役 務 取 引 等 収 益	16,250	19,967
受 入 為 替 手 数 料	10,048	9,302
そ の 他 の 役 務 収 益	6,201	10,664
そ の 他 業 務 収 益	32,298	51,214
国 債 等 債 券 売 却 益	22,488	42,270
国 債 等 債 券 償 戻 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	9,809	8,944
そ の 他 経 常 収 益	3,966	17,711
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,505	3,959
償 却 債 権 取 立 益	24	9,411
株 式 等 売 却 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	436	4,341
経 常 費 用	443,349	507,519
資 金 調 達 費 用	9,598	8,242
預 金 利 息	8,047	6,797
給 付 補 備 金 繰 入 額	1,488	1,379
そ の 他 の 支 払 利 息	62	65
役 務 取 引 等 費 用	14,262	14,037
支 払 為 替 手 数 料	2,642	2,331
そ の 他 の 役 務 費 用	11,619	11,705
そ の 他 業 務 費 用	179	59,577
国 債 等 債 券 売 却 損	54	25
国 債 等 債 券 償 戻 損	—	—
国 債 等 債 券 償 却	—	59,180
そ の 他 の 業 務 費 用	125	372
経 常 費	403,121	424,265
人 件 費	281,322	298,629
物 件 費	111,781	115,348
税 金	10,017	10,287
そ の 他 経 常 費 用	16,187	1,396
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 出 金 償 却	9,387	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	6,796	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	4	1,396
経 常 利 益	17,844	14,923
特 別 利 益	9	9
固 定 資 産 処 分 益	9	9
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
証券取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	770	625
固 定 資 産 処 分 損	770	625
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	17,083	14,308
法人税・住民税及び事業税	3,164	2,819
法 人 税 等 調 整 額	—	—
法 人 税 等 合 計	3,164	2,819
当 期 純 利 益	13,919	11,488
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	80,919	79,280
当 期 未 処 分 剰 余 金	94,838	90,769

損益計算書注記事項

- 以下の注記の記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 5円36銭

* 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	94,838	90,769
積 立 金 取 崩 額	—	—
剩 余 金 処 分 額	15,557	6,428
利 益 準 備 金	9,291	—
70周年記念事業準備金	—	—
普通出資に対する配当金	6,265	6,428
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	79,280	84,340

主要な経理・経営の状況を示す指標

* 業務粗利益

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資 金 運 用 収 益	408,678	433,549
資 金 調 達 費 用	9,598	8,242
資 金 運 用 収 支	399,079	425,307
役 務 取 引 等 収 益	16,250	19,967
役 務 取 引 等 費 用	14,262	14,037
役 務 取 引 等 収 支	1,988	5,929
そ の 他 業 務 収 益	32,298	51,214
そ の 他 業 務 費 用	179	59,577
そ の 他 の 業 務 収 支	32,119	▲8,363
業 務 粗 利 益	433,187	422,873
業 務 粗 利 益 率	1.22%	1.15%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭信託等運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

* 業務純益等

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
業 務 純 益	31,242	453
実 質 業 務 純 益	31,242	453
コ ア 業 務 純 益	8,807	17,388
コ ア 業 務 純 益 (除く投資信託解約損益)	8,807	17,388

(注) 業務純益=業務収益 - 業務費用

業務収益 (貸出金利息・預け金利息・有価証券利息配当金・役務取引等収益・その他業務収益)

業務費用 (預金利息等の資金調達費用、役務取引等費用、その他業務費用、人件費、物件費、税金、一般貸倒引当金繰入額)

実質業務純益=業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

コア業務純益=実質業務純益 - 国債等債券損益

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

主要な経理・経営の状況を示す指標

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
人件費	280,145	296,784
報酬給料手当	228,878	240,927
退職給付費用	19,197	22,312
その他の	32,068	33,544
物件費	111,781	115,348
事務費	56,545	59,757
固定資産費	11,541	14,569
事業費	15,928	11,704
人事厚生費	1,987	2,366
減価償却費	14,972	16,386
その他の	10,805	10,563
税金	10,017	10,287
経費合計	401,944	422,420

(注) 行政報告である「決算速報」ベースで記載しております。

役務取引の状況

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	16,250	19,967
受入為替手数料	10,048	9,302
その他の受入手数料	6,201	10,662
その他の役務取引等収益	—	1
役務取引等費用	14,262	14,037
支払為替手数料	2,642	2,331
その他の支払手数料	1,311	1,501
その他の役務取引等費用	10,308	10,204

* 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	35,805	24,871
支払利息の増減	▲54	▲1,356

(注) 1. 令和2年度受取利息の増減の内訳
資金運用勘定利息433,549千円(令和2年度) - 408,678千円(令和元年度) = 24,871千円
2. 令和2年度支払利息の増減の内訳
資金調達勘定利息8,242千円(令和2年度) - 9,598千円(令和元年度) = ▲1,356千円

* 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和元年度	35,231百万円	408,678千円	1.16%
うち	令和2年度	36,639	433,549	1.18
貸出金	令和元年度	16,791	339,709	2.02
うち	令和2年度	18,602	367,424	1.97
預け金	令和元年度	11,008	12,488	0.11
うち	令和2年度	10,400	10,749	0.47
有価証券	令和元年度	7,202	49,236	0.68
うち	令和2年度	7,406	48,309	0.65
資金調達勘定	令和元年度	33,795	9,598	0.02
うち	令和2年度	35,165	8,242	0.02
預金積金	令和元年度	33,283	9,536	0.02
うち	令和2年度	34,037	8,177	0.02
譲渡性預金	令和元年度	—	—	—
うち	令和2年度	—	—	—
借用金	令和元年度	500	—	0.00
うち	令和2年度	1,115	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和元年度7,254千円、令和2年度8,250千円）を、控除して表示しております。

* 総資産利益率

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.04	0.03
総資産当期純利益率	0.03	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

* 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(a)	1.15	1.18
資金調達原価率(b)	1.21	1.22
総資金利鞘(a-b)	▲0.06	▲0.04

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	22,488	42,270
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	9,809	8,944
その他業務収益合計	32,298	51,214

資金調達(預金積金)の状況

* 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,385,074	31.2	11,551,688	33.9
定期性預金	22,827,875	68.5	22,410,529	65.8
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	70,450	0.2	74,975	0.2
合 計	33,283,402	100.0	34,037,196	100.0

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 賦蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	28,767,175	86.5	29,106,946	85.5
法人	4,456,123	13.4	4,914,462	14.4
一般法人	4,397,565	13.2	4,857,874	14.2
金融機関	46,065	0.1	44,792	0.1
公金	12,494	0.0	11,797	0.0
合 計	33,223,299	100.0	34,021,411	100.0

* 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	20,213,944	20,160,922
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	20,213,944	20,160,922

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	—	—

資金運用(貸出金)の状況

* 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	166,435	0.9	95,473	0.5
手形貸付	1,290,341	7.6	757,381	4.0
証書貸付	15,266,016	90.9	17,687,202	95.0
当座貸越	69,100	0.4	62,940	0.3
合 計	16,791,894	100.0	18,602,997	100.0

* 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	2,017	2,399
変動金利貸出	15,576	16,692
合 計	17,593	19,091

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	144,334	10.6	130,477	10.6
住宅ローン	1,204,782	89.3	1,095,637	89.3
合 計	1,349,116	100.0	1,226,114	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資金運用(貸出金)の状況

* 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	5,592,512	31.7	6,279,138	32.8
設備資金	12,001,169	68.2	12,812,377	67.1
合計	17,593,681	100.0	19,091,515	100.0

* 預貸率

(単位：%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	期末	52.95	期中平均	54.65
預貸率				
(注) 預貸率	$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$			

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度末	854,128	4.8
	令和2年度末	784,792	4.1
有価証券	令和元年度末	—	—
	令和2年度末	—	—
動産	令和元年度末	—	—
	令和2年度末	—	—
不動産	令和元年度末	14,716,487	83.6
	令和2年度末	15,227,398	79.7
その他	令和元年度末	—	—
	令和2年度末	—	—
小計	令和元年度末	15,570,615	88.5
	令和2年度末	16,012,190	83.8
信用保証協会・信用保険	令和元年度末	634,455	3.6
	令和2年度末	1,590,764	8.3
保証	令和元年度末	731,951	4.1
	令和2年度末	511,674	2.6
信用	令和元年度末	656,659	3.7
	令和2年度末	976,886	5.1
合計	令和元年度末	17,593,681	100.0
	令和2年度末	19,091,515	100.0

資金運用(有価証券等)の状況

* 有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	200,101	2.7	223,091	3.0
地方債	600,000	8.3	600,000	8.1
短期社債	—	—	—	—
社債	6,217,213	89.3	6,456,438	87.1
株式	10,300	0.1	10,300	0.1
その他の証券	174,756	2.4	117,037	1.5
貸付有価証券	—	—	—	—
合計	7,202,371	100.0	7,406,867	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

* 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	取得価格または契約価格	時価	評価損益
有価証券	令和元年度末	7,359,037	7,442,664
	令和2年度末	7,599,373	7,671,755
金銭の信託	令和元年度末	—	—
	令和2年度末	—	—
デリバティブ等商品	令和元年度末	—	—
	令和2年度末	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会: 平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

* 預証率

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度
預証率	期末	22.40
	期中平均	21.63

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

* 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	令和元年度末	—	200,000	—
	令和2年度末	—	200,000	300,000
地方債	令和元年度末	—	400,000	100,000
	令和2年度末	—	500,000	—
短期社債	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
社債	令和元年度末	—	2,600,000	2,200,000
	令和2年度末	200,000	3,300,000	1,200,000
株式	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
外国証券	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
その他の証券	令和元年度末	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—
合計	令和元年度末	—	3,200,000	2,300,000
	令和2年度末	200,000	4,000,000	1,200,000

資金運用(有価証券等)の状況

先物取引の時価情報

該当ありません

オフバランス取引の状況

該当ありません

有価証券の時価情報

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	5,090	5,000	90	5,881	5,800	81
	国債	206	200	6	506	500	5
	地方債	618	600	18	615	600	15
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,266	4,200	66	4,759	4,700	59
	その他の債券	92	73	19	33	31	2
	小計	5,183	5,073	109	5,915	5,831	84
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,183	2,200	▲16	1,731	1,740	▲9
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,183	2,200	▲16	1,731	1,740	▲9
	その他の債券	65	75	▲9	14	16	▲2
	小計	2,249	2,275	▲26	1,745	1,757	▲11
合計		7,432	7,348	83	7,661	7,589	72

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公团債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	239	239
非上場株式	10	10
非上場外国証券	—	—
出資金	229	229

満期保有目的の債券

該当ありません

売買目的有価証券

該当ありません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

その他の業務

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	令和元年度末		令和2年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	12,358	11,201	11,407	10,623
	他の金融機関から	17,399	9,330	17,447	10,775
代金取立	他の金融機関向け	1	0	0	0
	他の金融機関から	179	319	154	246

代理貸付残高の内訳

該当ありません

その他の業務

公共債引受額

該当ありません

外貨建資産残高

該当ありません

公共債窓販実績

該当ありません

当組合の子会社

該当ありません

外国為替取扱高

該当ありません

経営管理体制

**

法定監査の状況

監査報告書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第69期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、理事の利益相反取引の有無及び法令上必要な手続きが履践されているか否かを確認し、組織及び規程類を監査し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年5月25日

東信用組合

監 事 伊藤九美子
監 事 寺田 圭介

*

独立監査人の監査報告書

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する特定信用組合に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月15日

東信用組合

理 事 長 川村 実

* リスク管理体制

—定性的事項—

- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化工クスポートージャーに関する事項
- オペレーション・リスクに関する事項
- 出資その他これに類するエクスポートージャー又は株式等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

● 信用リスクに関する事項

リス ク の 説 明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のものであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。
管 理 体 制	信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。また、期中モニタリングを行い、融資先の実態把握に努めております。こうした信用リスク管理の状況については、理事会などを通じて経営陣に対して報告する態勢整備をしております。
評 価 ・ 計 測	

■ 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、その結果については監事監査や外部監査法人の監査を受けるなど、適正な計上をしております。

■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、自己資本比率算出におけるリスクウェイト基準は、以下の4つの機関のうち2つ以上の格付がある場合、最も小さいリスクウェイトから数えて2番目に小さいリスクウェイトを採用します。ただし最も小さいリスクウェイトが複数の格付に対応する時は、最も小さい格付を採用しています。

国内格付機関 ア 日本格付投資情報センター イ 日本格付研究所
海外格付機関 ア Moody's イ S & P社

■ エクスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポートージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めています。適格格付機関がA-以上の格付を付与している適格保証人の保証は信用リスク削減手法をとっています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引はなく、該当事項ありません。

● 証券化工クスポートージャーに関する事項

証券化をしておりませんので該当事項ありません。

■ 証券化工クスポートージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化をしておりませんので該当事項ありません。

■ 証券化取引に関する会計方針

証券化をしておりませんので該当事項ありません。

■ 証券化工クスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化をしておりませんので該当事項ありません。

経営内容

●オペレーション・リスクに関する事項

リスクの説明	当組合では、オペレーション・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と考え、具体的には「役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等について発生を未然に防止する」ための事務リスク管理を行い、また「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用等に伴い被る損失等の発生を未然に防止し、発生時の影響を最小化する」ためのシステムリスク管理に努めています。また、事務リスク、システムリスクを中心としたオペレーション・リスクについては理事会等に報告する態勢をとっています。なお、オペレーション・リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。
管理体制	
評価・計測	

■ オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	当組合は、銀行勘定における出資等又は株式エクspoージャーにあたる上場株式は保有しており、非上場株式については、上部団体である全国信用協同組合連合会出資金、しんくみ情報サービス株式を政策的な目的で保有しております。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、適正な処理を行っております。
管理体制	
評価・計測	

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、ALM委員会等で定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢をとっています。
管理体制	具体的には、一定の金利ショック（100BPVパラレル金利上昇やステイプル化など）を想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会で協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
評価・計測	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から△EVEを開示しております。また、令和2年3月末から△NIIを開示しております。

■ 金利リスクの算定手法の概要等

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本比率の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、833百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	662	833	6	21
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイプル化	568	707		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	28	40		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	662	833	6	21
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	2,117		2,097	

※△EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

リスク管理体制

—定量的事項—

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況 P.10 をご参照ください
 - 自己資本の充実度に関する事項
 - 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
 - 信用リスク削減手法に関する事項
 - 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 - 証券化エクスポージャーに関する事項
 - 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 - リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項
 - 金利リスクに関する事項…P.24 をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(单位: 百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	22,375	895	23,041	922
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	22,375	895	23,041	922
(i) ソブリン向け	145	6	235	9
(ii) 金融機関向け	2,061	82	2,020	81
(iii) 法人等向け	11,251	450	10,338	414
(iv) 中小企業等・個人向け	937	37	1,000	40
(v) 抵当権付住宅ローン	331	13	275	11
(vi) 不動産取得等事業向け	6,358	254	7,899	316
(vii) 三月以上延滞等	29	1	29	1
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポート	—	—	—	—
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	270	—	269	—
(xi) その他	408	16	392	16
②証券化エクスポート	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	580	23	580	23
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスポート	—	—	—	—
ロ. オペレーションル・リスク	729	29	740	30
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	23,105	924	23,781	951

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、信用保証協会等のことです。

4、「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

5.(xi)「その他」とは、(i)から(x)に区分されないエクスポートナーです。具体的には「有形固定資産」「未決済為替貸」が含まれます。

6. オペレーション・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーション・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7 単体繰戻自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

上表のとおり、金融規制上で必要とされる自己資本額（リスク・アセット額×4%）は951百万円ですが、当組合の自己資本額は10ページのとおり2,097百万円となっており、充當しております。

経営内容 資料編

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高										3ヵ月以上延滞 エクspoージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他			
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	2,124	2,685	1,115	1,585	1,008	1,100	—	—	—	—	—	—	
農業・林業	34	59	34	59	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	662	665	662	665	—	—	—	—	—	—	38	38	
電気、ガス、熱供給、水道業	7	4	7	4	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	113	101	113	101	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	3,379	2,698	756	298	2,622	2,400	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業	1,604	1,639	900	939	704	700	—	—	—	—	—	—	
金融業・保険業	10,914	10,904	—	1	915	1,110	—	—	9,999	9,793	—	—	
不動産業	4,765	4,756	4,105	4,267	660	489	—	—	—	—	27	25	
物品賃貸業	31	31	31	31	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	27	16	27	16	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	—	158	—	158	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	772	993	772	993	—	—	—	—	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	131	130	131	130	—	—	—	—	—	—	—	—	
学習、学習支援業	2	12	2	12	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	39	37	39	37	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	886	1,107	688	907	197	200	—	—	—	—	0	0	
その他の産業	321	375	321	375	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	1,334	1,600	—	—	1,334	1,600	—	—	—	—	—	—	
個人	7,882	8,507	7,882	8,507	—	—	—	—	—	—	0	—	
その他の他	1,531	1,503	—	—	—	—	—	—	—	1,531	1,503	—	
業種別合計	36,567	37,987	17,593	19,091	7,442	7,599	—	—	11,530	11,296	65	63	
1年以下	20,615	19,226	11,976	10,652	—	200	—	—	8,639	8,374	—	—	
1年超3年以下	3,195	4,055	1,195	1,955	700	1,100	—	—	1,300	1,000	—	—	
3年超5年以下	3,593	4,307	691	966	2,900	3,341	—	—	2	—	—	—	
5年超7年以下	2,102	1,214	402	614	1,700	600	—	—	—	—	—	—	
7年超10年以下	1,377	1,522	593	822	784	700	—	—	—	—	—	—	
10年超	3,891	5,638	2,691	4,038	1,200	1,600	—	—	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	260	521	45	44	158	58	—	—	57	419	—	—	
その他の他	1,531	1,503	—	—	—	—	—	—	1,531	1,503	—	—	
残存期間別合計	36,567	37,987	17,593	19,091	7,442	7,599	—	—	11,530	11,296	65	63	

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメント、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額です。
 2.「3ヵ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。
 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、その他の資産などが含まれます。
 4.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額					
	令和元年度		令和2年度			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0	—	1,419	—	1,652		
10	—	681	—	1,575		
20	1,325	10,415	1,201	10,201		
35	—	947	—	788		
50	3,619	3	3,906	2		
75	—	1,250	—	1,333		
100	697	16,152	541	16,733		
150	—	0	—	0		
250	—	—	—	—		
1250	—	—	—	—		
その他	—	53	—	49		
合計	5,642	30,924	5,649	32,337		

- (注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。
 4.区分のうち「その他」は個別貸倒引当金です。

●信用リスク削減手法に関する事項

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	896	898	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート）、第46条（株式会社地域活性化支援機構等により保証されたエクスポート）を含みません。

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合が扱う担保には自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

●証券化エクスポートに関する事項

■ オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項）

該当ありません

■ 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項）

①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません

②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません

③証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

●出資等又は株式等エクスポートに関する事項

■ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	239	—	239	—
合計	239	—	239	—

■ 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません

■ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

該当ありません



手数料一覧

(令和3年6月現在)

種類			料金
振込	当組合本支店	自店宛	5万円未満 110円 5万円以上 220円
		他店宛	5万円未満 220円 5万円以上 440円
	他行	電信扱	1万円未満 440円 1万円以上 5万円未満 550円 5万円以上 715円
		電信扱	880円
送金	他行	普通扱(送金小切手)	660円
代金取立	本支店	自店宛	0円
		他店宛	220円
	他行	同一交換所における手形	220円
		その他地域	至急扱 1,100円 普通扱 880円
その他	振込・送金・取扱手形の組戻料 地方分不渡手形返却料 取扱手形店頭呈示料		660円 660円 880円
融資	一部繰上返済	平成29年12月末まで実行分	無料
		平成30年1月以降実行分	3,300円
	全額繰上返済	平成29年12月末まで実行分	3,300円
		平成30年1月以降実行分	貸付後3年以内 借入残高×1.5%+消費税 貸付後3年超5年以内 借入残高×1.0%+消費税 貸付後5年超 借入残高×0.5%+消費税
返済方法等の条件変更			1件 11,000円
不動産担保	新規お取扱い	当組合営業区域内	1件 33,000円
		当組合営業区域外	1件 55,000円
		特殊物件	1件 他に別途実費
		外部不動産評価サービス利用	1件 他に別途実費
	追加融資等に関する追加担保調査	当組合営業区域内	1件 16,500円
		当組合営業区域外	1件 27,500円
		特殊物件	1件 他に別途実費
		外部不動産評価サービス利用	1件 他に別途実費
担保設定条件変更(極度額・順位・債務者)等			1件 11,000円

種類			料金
当座預金	小切手帳 約束手形帳 マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚) マル専手形	1冊(50枚) 1冊(25枚) (1枚につき)	770円 880円 3,300円 275円
自己宛小切手			550円
通帳・証書 再発行			1,100円
ローンカード新規発行			0円
ローンカード再発行			1,100円
キャッシュカード再発行			1,100円
証明書発行手数料 残高証明書 融資証明書 支払利息証明書			1通 330円 1通 1,100円 1通 550円
貸金庫	Aタイプ	180×280×400	年間 7,700円
	Bタイプ	120×280×400	6,600円
	Cタイプ	90×280×400	5,500円
紙幣から硬貨へのご両替			
両替手数料	1件あたり 100枚以下	窓口扱い	1日1回目に限り 無料 2回目以降 110円
		得意先担当者によるお届け	110円
	1件あたり 300枚以下		110円
	1件あたり 500枚以下		220円
	1件あたり 2,000枚以下		440円
	1件あたり 2,001枚以上		500枚毎に220円加算
大量硬貨取扱手数料 窓口での大量硬貨を含む入金・公金収納・振込、大量硬貨を紙幣にするご両替(得意先担当者の訪問にてお預かりする大量硬貨も同じです。)			
ATM手数料	1枚~100枚		無料
	101枚~500枚		550円
	501枚~1,000枚		1,100円
	1,001枚~(以降500枚毎に550円加算)		1,650円
ATM手数料(払戻1回につき)		当組合カード	他金融機関カード
平日18時まで(土曜14時まで)		0円	110円
平日18時以降(土曜14時以降)		0円	220円
日曜日・祝祭日・12月31日		110円	220円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

**

信用組合と総代会制度について

1. 総代会制度

信用組合は協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として「総会」が設けられています。

当組合には8,733人(先)もの取引先が組合員となられており(令和3年3月現在)、組合員の総数が法定数(200名)を超える組合については、法令の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しています。

この「総代会」は、信用組合の決算事項の承認、定款

変更、役員(理事・監事)選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、組合員各位のご意見を適正に反映できるよう、組合員の中から選任された「総代」の方々により運営されています。また、当組合では「総代会」に限定することなく、日常の営業活動を通じてお寄せいただく組合員の皆さまのさまざまな声を、経営施策に反映させていくよう努めています。

総代の選任や総代会の運営方法等についての基本的事項は「中小企業等協同組合法」に、細則については当組合の「定款」および「総代会運営マニュアル」等に定められています。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の資格

- 当組合の組合員であることが前提であり、組合員の中から組合員によって選挙されます。
- 組合員たる資格を喪失した場合は、当然に総代の資格を失います。

(2) 総代の定数

- 総代の定数は、100人以上110人以内です。
- 任期は3年です。

(3) 総代の選任方法

- 総代は、組合の最高意思の決定に参加する重要な役割を担っています。
- 総代は、定款並びに規程の定めに従い、「組合員のうちから公平に選挙」により選任されます。
- 総代に立候補する場合は、理事長の定める選挙期日の7日前までに立候補もしくは推薦する旨を理事長に届け出ます。
- 届け出のあった総代候補者がその選挙区毎における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選者となります。
- 総代候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代数に不足する時は、届け出た候補者をもってその選挙区の当選者と定め、不足数は遅滞なく補充選挙を行います。

(4) 総代会の決議事項等

第69期通常総代会（令和3年6月14日開催）において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

①議決事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 第69期貸借対照表、損益計算書承認の件 |
| 第2号議案 | 第69期剰余金処分案承認の件 |
| 第3号議案 | 第70期事業計画及び収支予算案承認の件 |
| 第4号議案 | 組合員の除名承認の件 |
| 第5号議案 | 理事及び監事選任の件 |
| 第6号議案 | 理事及び監事の報酬年限度額承認の件 |
| 第7号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |

(5) 組合員のご意見を経営に反映させる仕組みについて

総代会においては、当組合の決算内容等につき詳細にご説明させていただくとともに、組合員さまからのご意見は、積極的に拝聴させていただくよう努めております。また日頃から役職員が組合員さまをご訪問させていただく際にも積極的にご意見をおうかがいしております。

お客さま、利用者さまからの苦情等につきましては、本部にて定期的にとりまとめ、原因分析、改善対応策につき十分に検討し、改善に努めています。

店別総代の氏名

敬称略（順不同）（令和3年6月14日現在）

本店地域 39名	立岡 幸夫⑨	金子 幸一⑥	平野 守助⑫	平井 光吉⑤	平柳 清治⑨	澤部 静夫②	木村 暢男⑭	田中 茂⑤
	浦野 光生④	濱野 藤男②	岡本 郁雄⑨	山村 栄一⑩	横井 実雄④	佐藤 幸一⑤	古飯塚 一④	稻垣 敬一⑥
	滝澤 芳子⑦	荻島 直光④	菅家 安智③	平野 普治⑪	小堺 亮②	酒巻 平吉⑥	伊東 和夫⑦	森 八一⑨
	浜田 航一⑤	芦埜 茂③	大井 政弘⑪	江原森太郎⑤	青木 勉④	大政 満郎①	菅原 延宏⑨	鈴木 博久⑩
	関根八重子②	小室 敏明①	国分 詔八⑥	内田 泰之⑤	池田 恵治⑦	畠山 健二③	大政徹太郎⑨	
寺島地域 19名	岡本 新吉③	杉本 浩志③	網倉 守弘⑪	小林惣一郎②	大谷内市五郎⑨	安部太利次⑪	小田木昭雄⑥	太田 久治⑭
	河原 勝子①	糸 正光①	小椋 義美⑩	小川 徹⑭	吉羽 明彦②	中村 豊②	木村 茂⑨	小田 貴弘②
	大川 英雄⑫	小野九二次郎⑤	笛本 和義③					
葛飾地域 20名	今吉 陽子⑤	近藤ミヤ子⑥	大内 浩⑧	熊田 孝行③	木村 謙二③	山口 敏子⑤	小川 克①	大島真三郎⑤
	内藤 正照⑦	高嶋 義明⑨	山本 忠男⑨	小林 憲弘②	矢野 一彦④	高野 広一④	鈴木 保夫④	伊藤 朋弘③
	服部 和政②	小島八重子④	相吉 武⑤	久田 精作⑪				
本所地域 25名	佐藤 豊①	木幡 秀和⑨	染谷 勝久②	久保田 茂⑦	新井 賢二③	丸山 卓也①	茶木 義美②	浅見 勝彦②
	高柳 京子⑨	鈴木 育夫⑤	宮野 武雄⑦	野田 英介①	天笠 英男⑦	長澤 静男⑪	菅沼 幸治⑨	根本 雅博⑤
	大塚 修⑥	八角 多彦⑨	酒川 武男④	横山 宗之③	伊藤九美子⑤	桑原 増男⑧	本間 隆司⑦	小野 正晴②
	片山 清世②							

総数103名 （注）氏名の後ろに就任回数を記載しております。

総代の属性別構成比

（令和3年6月14日現在）

職業別	個人 0%、個人事業主 31.1%、法人役員 68.9%、法人 0%
年代別	40代 5.8%、50代 7.7%、60代 11.6%、70代 34.9%、80代 39.8%
業種別	製造業 31.0%、不動産業 16.5%、卸売・小売業 29.1%、建設業 6.8%、運送業 2.9%、その他サービス業 13.5%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限ります。

* 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

対象期間（令和2年4月から令和3年3月）

令和2年度は、組合役職員をあげまして、新型コロナウイルス感染症対応の資金繰り支援に重点的に取り組みました。令和2年5月連休中も営業店の融資相談窓口を開け、お客さまアンケートを実施、積極的に融資ご要望先へは職員が出向き、緊急コロナ融資の実行や既往債務の条件変更を行いました。一方、コロナ前からのお客さまの課題である販売促進支援、経営改善支援、事業承継支援、不動産・相続支援については、コロナ禍でお客さま訪問も自粛・抑制せざるを得ず、組織的な活動ができませんでした。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 当組合の役職員は、金融円滑化管理方針の趣旨に則り、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保に努めてまいります。
2. 中長期的な視点に立ち、コンサルティング機能の発揮によるお取引先中小企業・個人事業者さまの経営改善・事業拡大支援等の取組みを、組織的・継続的に推進し、それらを通じて顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務健全性の向上につなげています。
3. 令和2年4月からの新中期3ヵ年経営計画では、職員の行動理念を「お客さまの相談相手になる」と定め、「お客さまの課題解決支援」を役職員の使命としています。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は、お取引先中小企業・個人事業者さまの経営改善を図るため、本部・営業店一体となって組織的な対応に努めております。当組合における専門的人材やノウハウの不足を補うため、また中長期的な人材育成のため、外部専門家、外部機関、また他の金融機関等と連携しております。連携先としましては、東京都信用組合協会、東京商工会議所、中小企業診断士協会、税理士、経営コンサルタント、日本政策金融公庫、国・東京都・区行政等です。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ① コロナ禍においては新規融資など資金繰り支援を最優先しましたが、お取引先中小企業・個人事業者さまからの貸出条件変更のお申出にも積極的に対応いたしました。その上で貸出条件変更先に対する経営改善計画の策定支援など、必要な経営支援を行いました。
- ② 地域密着型金融の取組み（事業ライフサイクルに応じたコンサルティング機能の発揮、地域・利用者に対する積極的な情報発信等）は、コロナにより経営相談会や経営者セミナーを中止するなどしましたが、税理士など外部専門家と連携して経営計画を立てるなど課題解決型融資は実現できました。
- ③ お客さまからの経営に関するご相談に100%の正解はなく、またお客さまご自身の取組み方によって、目標どおりに成功されるかまたはされないか変わります。お客さまが選択されたことが、正解となりますよう、私たちは時間をかけて「伴走型ご支援」をさせていただいております。
- ④ 令和2年4月から墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資は、お客さまに金利のご負担がないように当組合が0.2%利子補助させていただきました。これは通算3年間は継続します。

●創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業資金ニーズにつきましては、東京信用保証協会付の制度融資、東京都「女性・若者・シニア創業サポート制度」による融資、また案件に応じて個別対応をさせていただいております。女性・若者・シニア創業サポート制度は、1%低金利かつ専門家から定期的に経営アドバイスが受けられ有利です。

令和2年度の「東京都女性・若者・シニア創業サポート制度」による創業融資は、令和3年3月末現在26件73百万円、期中の新規実行は1件2百万円です。

●成長段階における支援

事業ライフサイクルで成長段階にある企業には、金融面でのご支援にとどまらず経営情報のご提供に努めております。令和2年度におきましても創業期から成長期にある企業に対しては、担保・保証に過度に依存せず、事業性評価を通じて融資を行いました。

令和2年度は、これまで新商品・サービスで急成長された企業もコロナで足踏みされるなど、総じて厳しいものでした。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

営業店長、ソリューション支援1課担当者等は、お客さま訪問等を通じて、お客さまの状況（資産・負債、金融機関取引）やお悩みごと、これからのご希望・ご計画などをうかがっております。その上で、当組合としては金融円滑化などの金融支援、または外部専門家との連携で経営改善支援（経営改善計画策定支援、資金繰り支援、財務合理化支援、売上増加支援）、事業再生、業種転換等のご支援をさせていただいております。

令和2年度は、コロナによる資金繰り支援が活動の大半を占めました。その中で、高齢化、事業承継難の時代を反映、不動産賃貸業へ事業転換されるお客さまへの融資がありました。事業再生案件はありませんでした。

地域の活性化に関する取組み状況

当組合は、墨田区・葛飾区に営業店を構え、これまで一貫して、地域に根ざして営業させていただいております。地域の活性化のため、東京都や墨田区・葛飾区の制度融資につきましては、小口多数のご利用をさせていただいております。また墨田区やすみだビジネスサポートセンターが開催する会議にも参加しております。

令和2年度におきましても、地域の小規模事業者さまからの割引手形や短期つなぎ資金など、多数件の小口資金ニーズに対応させていただきました。

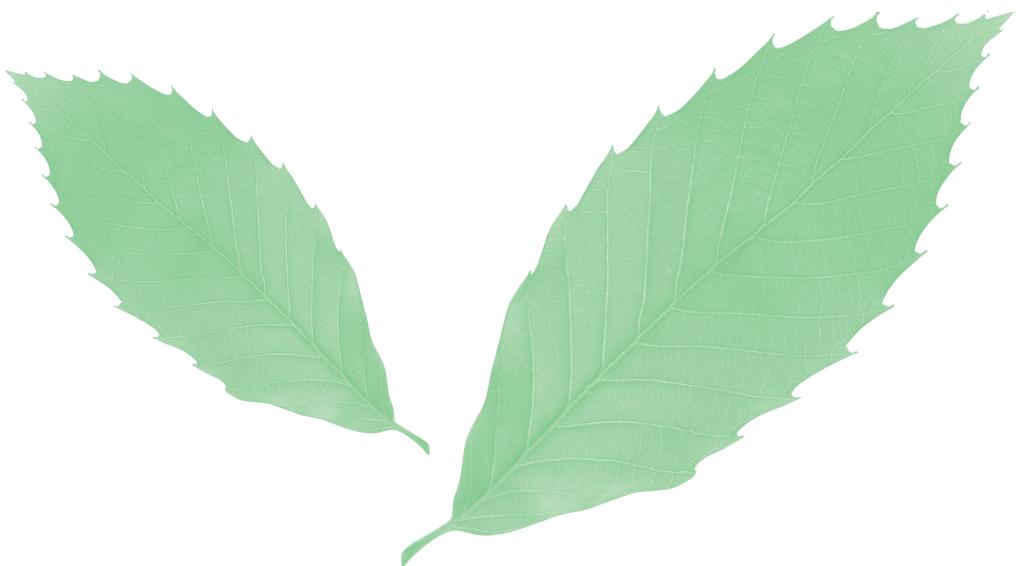
索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	3
2. 事業の組織*	5
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	5
4. 会計監査人の氏名又は名称*	該当なし
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	5
6. 自動機器設置状況	5
7. 地区一覧	5
8. 組合員の推移	11
9. 子会社の状況	22
【主要事業内容】	
10. 主要な事業の内容*	11
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況*	3
12. 経常収益*	11
13. 業務純益等*	17
14. 経常利益(損失)*	11
15. 当期純利益(損失)*	11
16. 出資総額、出資総口数*	11
17. 純資産額*	11
18. 総資産額*	11
19. 預金積金残高*	11
20. 貸出金残高*	11
21. 有価証券残高*	11
22. 単体自己資本比率*	11
23. 出資配当金*	11
24. 職員数*	11
【主要業務に関する指標】	
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	17
26. 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他の業務収支*	17
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り、資金利鞘*	18
28. 受取利息、支払利息の増減*	18
29. 役務取引の状況	18
30. その他業務収益の内訳	18
31. 経費の内訳	18
32. 総資産経常利益率*	18
33. 総資産当期純利益率*	18
【預金に関する指標】	
34. 預金種目別平均残高*	19
35. 預金者別預金残高	19
36. 財形貯蓄残高	19
37. 職員1人当り預金残高	11
38. 1店舗当り預金残高	11
39. 定期預金種類別残高*	19
【貸出金等に関する指標】	
40. 貸出金種類別平均残高*	19
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	20
42. 貸出金利区分別残高*	19
43. 貸出金使途別残高*	20
44. 貸出金業種別残高・構成比*	19
45. 預貸率(期末・期中平均)*	20
46. 消費者ローン・住宅ローン残高	19
47. 代理貸付残高の内訳	21
48. 職員1人当り貸出金残高	11
49. 1店舗当り貸出金残高	11

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし
51. 有価証券種類別平均残高*	20
52. 有価証券種類別残存期間別残高*	20
53. 預証率(期末・期中平均)*	20
54. 有価証券の時価情報 その他有価証券 満期保有目的の債券 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	21
【経営管理体制に関する事項】	
55. リスク管理体制・法令等遵守体制*	8
56. リスク管理体制*	23.24 資料編
57. 苦情処理措置*	25.26.27
【財産の状況】	
58. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分(損失金処理)計算書*	14.15.16.17
59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	12 (1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3か月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権
60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	12
61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	10
62. 有価証券、金銭の信託等の評価*	20
63. 外貨建資産残高	22
64. オーバーバランス取引の状況	21
65. 先物取引の時価情報	21
66. オプション取引の時価情報	取扱いなし
67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
68. 貸出金償却の額*	13
69. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	13
70. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	22
71. 会計監査人による監査*	22
【その他の業務】	
72. 内国為替取扱実績	21
73. 外国為替取扱実績	22
74. 公共債券販売実績	22
75. 公共債引受け額	22
76. 手数料一覧	28
【その他】	
77. トピックス	4
78. 当組合の考え方	3
79. 沿革・歩み	4
80. 繙続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
81. 総代会について**	28.29
82. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢**	6
83. 融資を通じた地域へのお役立ち**	6
84. 預金を通じた地域へのお役立ち**	6
85. 信用組合の社会的責任**	6
86. 顧客保護等管理方針	9
87. 報酬体系について**	9
88. 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況*	30
89. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	7



本 店	東京都墨田区吾妻橋1丁目5番3号	☎03(3622)7151
寺 島 支 店	東京都墨田区東向島6丁目26番9号	☎03(3619)4021
葛 飾 支 店	東京都葛飾区お花茶屋1丁目28番8号	☎03(3603)2531
本 所 支 店	東京都墨田区緑2丁目14番8号	☎03(3632)7141

URL <https://www.azuma.shinkumi.jp/>

本ディスクロージャー誌に関するご質問お問い合わせ、またお取引にかかる苦情・ご相談
窓口は、本部「コンプライアンス統括部」にて承っております。

電話☎ 03-3622-7156